

65歳未満
対象

弘南バス「市浦庁舎線」を ご利用の65歳未満の方へ!!

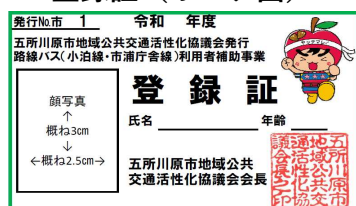
65歳未満の市浦地域十三地区住民の方は、市浦地域から五所川原弘南バスでの移動が片道200円（弘南バス「市浦庁舎線」の対象便のみ）で可能です。

利用方法

ステップ1

市浦総合支所の窓口で申請用紙一式
（裏面に必要書類一覧を記載）を提出し、
「登録証」を受け取る。

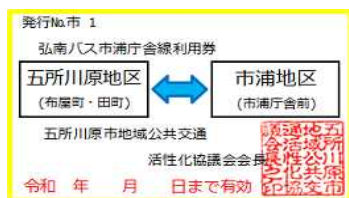
登録証（オモテ面）



ステップ2

市浦総合支所「登録証」を提示し、
利用申請書を記入して「利用券」
（1枚につき200円と引き換え）

利用券



ステップ3

利用券使用可能便のバス降車時に、登録証をバス乗務員に提示し、
利用券を運賃箱に入れる。
※利用券が使用可能な便は右ページに記載しております。

弘南バス「市浦庁舎線」利用券使用可能便

市浦→五所川原行（上り）バス運行ダイヤ（主な停留所抜粋）

市浦庁舎前	中の島公園	十三	つがる総合病院	五所川原駅	五所川原営業所
6:35	6:36	6:37	7:48	7:53	8:20
8:40	8:41	8:42	9:53	9:58	10:25
11:45	11:46	11:47	12:58	13:03	13:30
14:45	14:46	14:47	15:58	16:03	16:25
15:45	15:46	15:47	16:53	16:58	17:20
17:30	17:31	17:32	18:43	18:48	19:15

五所川原→市浦行（下り）バス運行ダイヤ（主な停留所抜粋）

五所川原営業所	五所川原駅	つがる総合病院	十三	中の島公園	市浦庁舎前
6:35	6:50	6:53	7:59	8:01	8:15
9:30	9:45	9:48	10:57	10:59	11:15
11:50	12:05	12:08	13:17	13:19	13:35
13:25	13:40	13:43	14:52	14:54	15:10
15:25	15:40	15:43	16:52	16:54	17:10
15:55	16:10	16:13	17:22	17:24	17:40
17:00	17:15	17:18	18:27	18:29	18:45
18:30	18:35	18:48	19:57	19:59	20:15

※対象となる便は上記の赤枠内の便のみとなります。

12月29日～1月3日及び土日祝日は利用できません。

市浦庁舎線利用券使用可能な停留所一覧

市浦地区

市浦庁舎前—中の島—十三北口—十三—十三神社—十三局前—深津—仲町—
住宅前—十三南口

五所川原地区

沼田町—寺町—本町—つがる総合病院前—大町—五所川原駅前—布屋町—田町

※上記の五所川原市内停留所での乗降のみ、利用券を使用できます。

つがる市内で乗降した場合は通常運賃となりますのでご注意ください。

初回利用時の流れ（例）



明日つがる総合病院まで行く用事が出来たよ。
市浦庁舎線の利用補助を受けるために登録証を作ろう。



総合支所に登録証の申請に来たよ。
利用登録申込書を窓口で記入して、運転免許証などの身分証明をすることで、登録証が交付されるよ。



交付された登録証を提示して利用券を購入するよ。
1枚200円で一度に30枚まで購入できるんだ。
利用券は予定に合わせて計画的に受け取ってね。



交付された利用券と登録証を持って弘南バス「市浦庁舎線」に乗るよ。利用券は行きと帰りの分で2枚持とう。
利用できる時間は裏面に記載されている「赤枠内の便」だね。
バスを降りるときは登録証をバスの運転手に見せながら、利用券を料金箱に入れるよ。



行きは2便、帰りは3便で利用券の使用ができるよ。
あらかじめ裏面を見て、利用できるバスの時間を確認してから利用しよう！
途中でつがる市の停留所に降りてしまうと、利用券を使えないから注意しよう！



お出かけの際はどんどん公共交通を利用しましょう！

登録証の申請方法等

○登録証の申請可能対象者は以下のとおりです。
市浦地域十三地区住民で65歳未満の方。

○登録証の申請方法

- 1.申請に必要な書類を準備し、市浦総合支所へ提出します。
登録証作成に必要なものは以下の①と、②か③のどちらか。
 - ①.利用登録申請書 ※支所の地域振興係で配布
 - ②.個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、その他官公署が発行する免許証、許可証または資格証明書等の本人の顔写真が貼付されているもの。
 - ③.上記記載の顔写真付き証明書のない方は、健康保険証、年金手帳（年金証書）、医療受給者証、児童扶養手当証書、その他官公署が発行する氏名及び生年月日または住所の記載のある証書等のうち2つ以上の書類。
- 2.申請書類確認後、登録証を交付します。
※登録証に掲載する顔写真を申請時に撮影します。

留意点

- 利用券を使用できるのは12月29日～1月3日を除いた平日の、利用券使用可能便のみです。※詳しくは裏面に記載。
- つがる市内で乗降される場合は利用券を使用できません。
- 一度に発行できる利用券の枚数は、最大30枚（15往復分）です。
- 利用券の有効期限は発行から90日（3ヶ月）です。期限が切れた利用券は使用できません。
- 利用券は他社への譲渡、転売は禁止です。申請は必ず本人が行ってください。

お問合せ

五所川原市役所 電話0173-35-2111（代表）
都市・交通課公共交通係